平成２８年（フ）第１０９１号
名古屋市昭和区白金１丁目２番21号　ガーディアン白金１Ａ号
債務者　寺田光市郎
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９２号
愛知県稲沢市小沢２丁目３番14号　サンパーク林205
債務者　井上　正樹
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２０４号
愛知県一宮市千秋町町屋字水杁34番地
債務者　佐口　恒子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５４号
香川県高松市太田上町523番地１　柳ハイツ107号
債務者　新田谷誠司
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４８号
香川県高松市松島町１丁目12番12号３Ｆ
債務者　野口　勝裕
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５８号
長崎県長崎市宿町215番地　市営宿町アパート１棟506号
債務者　田口　信夫
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
長崎県長崎市稲佐町13番23号　コーポ菜切202号、旧住所長崎県長崎市城山台１丁目42番１―617号
債務者　今村　邦彦
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
北海道日高郡新ひだか町三石鳧舞395番地
債務者　山本　　猛
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
北海道苫小牧市宮前町２丁目23番２号　クリスタルハウス宮前201
債務者　野木　修二
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６４号
群馬県みどり市笠懸町阿左美221番地１　グランデ笠懸Ｂ202号
債務者　長内　芳治
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５７９号
神戸市須磨区白川台５丁目57番地の５　農住Ｂ―108号
債務者　山口　　瞳
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１７号
神戸市須磨区西落合４丁目１番232―302号、従前の住所神戸市須磨区菅の台５丁目３番地12号棟206号
債務者　泊　　博之
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１８号
神戸市須磨区西落合４丁目１番232―302号、従前の住所神戸市須磨区菅の台５丁目３番地12号棟206号
債務者　泊　　美穂
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３３号
神戸市須磨区多井畑字尾崎１番地の１
債務者　鷲尾　敦司
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５６号
神戸市中央区旭通２丁目10番43―302号
債務者　植松　正敏
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８０号
神戸市灘区六甲山町北六甲4512番地日新製鋼六甲山荘
債務者　太田　葉月
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１７号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目17番31号　ダイヤハイツ塚口Ｂ棟101
債務者　時岡　美保
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係